

第3次弘前圏域定住自立圏共生ビジョンの変更について

第IV章 協定に基づき推進する具体的取組

第IV章 協定に基づき推進する具体的取組

連携施策（協定項目）

協定に基づく具体的取組

1 生活機能の強化

医療	救急医療体制の維持及び充実	○休日及び夜間における初期救急診療事業 ○休日及び夜間における第二次救急診療事業
福祉	子育て支援の充実 成年後見制度の広域対応	○特別保育事業 ○弘前圏域権利擁護支援事業
教育	大石武学流庭園の調査、普及及び活用 重要伝統的建造物群保存地区における修理修景等事業及び活用事業の推進	○大石武学流庭園活用事業 ○重要伝統的建造物群保存地区修理修景等及び活用事業
産業振興	食産業の育成 企業誘致活動の推進 農作物獣害防止体制の構築	○農商工連携・6次産業化促進事業 ○企業誘致圏域連携事業 ○農作物獣害防止対策事業
観光振興	広域観光商品の充実	○広域観光商品化情報発信事業
地域防災	広域備蓄体制の整備 合同防災訓練等の実施	○災害時に向けた備蓄体制の整備・強化 ○防災訓練の内容強化
環境	し尿処理の広域化 カラス対策の連携 使用済小型家電リサイクルの促進	○し尿・浄化槽汚泥等共同処理事業 ○カラス対策連携事業 ○使用済小型家電リサイクル事業
土地利用	空き家・空き地の利活用の促進	○空き家・空き地バンク連携事業
その他	消費生活相談体制の広域的対応	○弘前圏域消費生活相談事業

2 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通	圏域公共交通ネットワークの再構築及び利用促進	○公共交通ネットワークの再構築及び利用促進活動の実施
地域内外の住民との交流・移住促進	婚活支援の推進	○婚活支援事業
	移住・定住の促進	○弘前圏域移住・交流推進事業

3 圏域マネジメント能力の強化

圏域市町村の職員等の交流	圏域市町村職員の育成	○圏域職員合同研修事業
行政事務の効率化	電算システムの共同利用	○電算システム共同利用推進事業

事業名	休日及び夜間における第二次救急診療事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における救急医療施設及び機能は、弘前市に集中しており、多くの圏域市町村民は、第二次救急医療においても弘前市内の病院医療施設を利用している状況である。 ・また近年、医師の高齢化等で輪番当直を行う医師不足のほか、輪番制に参加する病院数が減少するなど、病院群輪番制の維持が困難な状況になっていたことから、圏域の第二次救急医療体制を再構築するため、青森県地域医療構想において中核病院整備の方針が示され、国立病院機構弘前病院と弘前市立病院の機能の集約・統合による新中核病院「弘前総合医療センター（仮称）」が、令和4年4月1日に運営開始となる。 ・弘前総合医療センター（仮称）の整備により、圏域の第二次救急医療体制は強化されることとなるが、運営開始直後は十分な医師の確保が見込まれないほか、災害や感染症対応を踏まえ、休日及び夜間における第二次救急医療体制の維持には、弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターはじめとした、他の医療機関による協力が必要不可欠な状況となっている。 ・また、弘前大学大学院医学研究科に開設している「地域救急医療学講座」を継続し、圏域の救急医療を担う人材の確保・育成により、体制の維持・充実を図る必要がある。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の休日及び夜間の第二次救急医療提供体制を維持するため、新中核病院を中心とした休日及び夜間の第二次救急対応病院の体制維持を支援する。 ・併せて、第二次救急医療体制の充実を図るために、弘前大学大学院医学研究科に設置している寄附講座「地域救急医療学講座」の開設を延長する。 					
効 果	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域における第二次救急医療提供体制の維持・充実を図ること及び救急医療体制の連携強化により、圏域住民が安心して暮らしていくための医療サービスを、長期にわたり安定して提供することができる。 					
重要業績評価指標 (KPI)	指 標		現状値（調査時点）		目標値（達成年度）	
	第二次救急医療提供体制の維持		365 日（令和2年度）		365 日（令和8年度）	
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
第二次救急医療体制確保支援					→	
寄附講座「地域救急医療学講座」の開設					→	
新中核病院運営費交付金					→	
事業費見込額(千円)	290,089	290,089	290,089	290,089	290,089	1,450,445
特定財源等	病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置（特別交付税）					

【変更内容】

- ・令和4年4月1日に弘前総合医療センターが運営開始となったことから、「現状と課題」中、「（仮称）」の記載を削除する。

(8) 土地利用

政策分野における 基本目標	指 標	現状値（調査時点）	目標値（達成年度）
	空き家・空き地の利活用数	65 件 ※ ³ (令和3年9月)	174 件 ※ ⁴ (令和8年度)

※³ 平成30年度から令和3年9月までの弘前圏域空き家・空き地バンクの利活用数※⁴ 平成30年度から令和8年度までの延べ利活用数

定住自立圏形成協定の規定内容	
取組の名称	空き家・空き地の利活用の促進
取組の内容	圏域の空き家及び空き地の利活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（以下「協議会」という。）を設立し、連携してバンクの運用等の事業を行う。
中心市（甲） の役割	協議会の事務局を置き、その事業を中心的に行うとともに、必要な経費を負担する。
周辺市町村（乙） の役割	甲と連携して協議会の事業を行うとともに、必要な経費を負担する。

事業名	空き家・空き地バンク連携事業					
関係市町村	弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村					
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に空き家及び空き地が増加し、地域住民の生活環境などに悪影響を及ぼしている。 増加する空き家及び空き地への対策は、圏域市町村に共通する課題である。 					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 不動産団体、金融機関及び関係市町村で組織する「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」を設立し、連携してバンクの運用、相談会の開催等の事業を行う。 <p>協議会の主な事業（各団体の役割）</p> <ul style="list-style-type: none"> 不動産団体 ⇒ 物件の調査や物件への案内、売買等の仲介や契約 金融機関 ⇒ 借入金相談、金利優遇措置 中心市（事務局） ⇒ 広報、物件登録等の受付・内容確認、登録事務、事業の企画 周辺市町村 ⇒ 広報、物件登録等の受付・内容確認、事業の企画（中心市と連携） 					
効 果	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村が連携して広報活動をすることにより、物件の閲覧機会が増加し、空き家及び空き地の利活用が促進される。 圏域の空き家、空き地の流動化及び移住、定住の促進が図られる。 					
重要業績評価指標 (KPI)	指 標	現状値（調査時点）	目標値（達成年度）			
	空き家・空き地の新規登録数	149 件 ※ ⁵ (令和3年9月)	418 件 ※ ⁶ (令和8年度)			
スケジュール	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合 計
事業実施	—————	—————	—————	—————	—————→	
事業費見込額 (千円)	2,486	2,486	2,486	2,486	2,486	12,430
特定財源等	無し					

※⁵ 平成30年度から令和3年9月までの弘前圏域空き家・空き地バンクの新規登録数※⁶ 平成30年度から令和8年度までの延べ新規登録数

【変更内容】

- 「政策分野における基本目標」のKPI取得方法を変更する。
- 現在「空き家・空き地の利活用数」は、弘前圏域空き家・空き地バンク登録内での成約数のみとなっているが、現状は当該バンク登録外での成約もあることから、今後は双方合わせた件数を計上することとし、「現状値」、「目標値」共に上方修正する。（変更後の件数については、参考資料を参照ください。）